

消費者が安心して利用できるクレジット制度を！ ～消費者のためのクレジット制度のあり方～

クレジット制度は、高齢者等を狙う次々販売等の支払方法として利用されているなど、様々な悪質商法と結びついています。最近では、絵画レンタル商法においてもクレジット制度が利用され、暴力団の資金源とされていたことも報道されているところです。

そこで、埼玉弁護士会としては、このようなクレジット被害を一掃するために、クレジット被害の実態とともに、クレジット制度の問題点を浮き彫りとすべく、以下のようなシンポジウムを開催予定です。

また、本シンポジウムでは、消費者相談に関わる多数の団体から後援をいただく予定であり、現場での相談事例等を踏まえた有意義なシンポジウムとしたいと考えています。

是非、ご出席下さい。よろしくお願い致します。

日時 2007(平成19)年7月7日
午後1時半から午後4時ごろまで
場所 大宮ソニックシティ604号室

主な内容 クレジット被害の実例報告
クレジット制度の問題点に関する講演
割賦販売法の改正に関する審議会の状況報告
日本弁護士連合会の活動報告
その他、クレジット被害の撲滅に向けた意見紹介など

参加申込み

埼玉弁護士会 消費者問題対策委員会 担当委員 松苗弘幸 宛 (fax. 048-643-5793)

氏名 _____ (所属団体 _____)

(連絡先 TEL _____ FAX _____)